

一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業等の制度についての有機契約職員向けのパンフレットを作成・配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成30年7月～ 制度に関するパンフレットの作成
- 平成30年9月～ 管理職を対象とした制度の周知及びパンフレットの配布等による全職員への周知

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員…取得率を7%以上にする
女性職員…取得率を80%以上にする

<対策>

- 平成30年9月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象職員を把握した場合は、制度の周知

目標3：年次有給休暇の取得率を1人当たり平均年間50%以上とする。

<対策>

- 平成30年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成30年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成30年10月～ パンフレットなどで広報活動を行う